

平成 20 年 7 月 25 日  
金融庁

## 株式会社琉球銀行に対する行政処分について

1. 株式会社琉球銀行については、経営健全化計画に係る平成 20 年 3 月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」といいます。）第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全化法第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出しました。
2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおりです。
  - （1）抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成 20 年 8 月 25 日（月）までに提出すること。
  - （2）業務改善計画を着実に実施すること。
  - （3）上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成 20 年 9 月期を初回として、四半期ごとの実施状況を 2 ヶ月以内に報告すること。